

議案第 34 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について
鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特別職の職員で常勤のもの（鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 40 号。以下「特別職給与条例」という。）

第 1 条に規定する特別職の職員で常勤のものをいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、特別職給与条例の特例を定めるものとする。

(特別職給与条例の特例)

第 2 条 特別職の職員で常勤のものに対する給料月額（特別職給与条例第 3 条に規定する給料月額をいう。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 市長 100 分の 20
- (2) 副市長 100 分の 10
- (3) 教育長 100 分の 10

2 特別職の職員で常勤のものに係る特別職給与条例第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「受けるべき給料」とあるのは、「受けるべき給料（鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例（令和 7 年鴨川市条例第 号）第 2 条第 1 項の規定により減ぜられた後の給料をいう。）」とする。

(端数計算)

第 3 条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。